

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料軽減の改正について～

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。所得とは、「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。



令和3年度から、保険料の均等割について軽減割合及び範囲が改正されたオロ。

所得が次の金額以下の世帯		軽減割合	
令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
33万円かつ被保険者全員が 年金収入80万円以下で他の所得がない	43万円 + 10万円×(給与所得者等の数-1)	7割	7割
33万円		7.75割	
33万円 + (28万5千円×世帯の被保険者数)	43万円 + (28万5千円×世帯の被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)	5割	
33万円 + (52万円×世帯の被保険者数)	43万円 + (52万円×世帯の被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)	2割	

※ 給与所得者等とは、次のいずれかに該当する方となります

- ・ 給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・ 公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方



令和3年度の保険料の計算方法はどうなるオロ？

均等割 【1人当たりの額】 52,048円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得－最大43万円)×10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	---	---	--------------------------------------

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します

※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります

⇒ お問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
羽幌町福祉課国保医療年金係 ☎ 68-7004(課直通)